

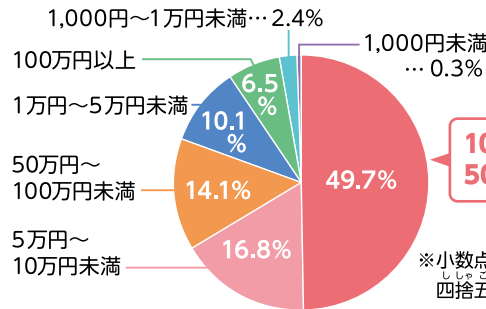
消費生活クエスト

～「お金の使い方」編～

子どものお金にまつわるトラブル
こんなことが起きている！

全国の消費生活センターに相談のあった
小中高生のゲーム課金額

平均 **33万円**



出典：「子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意！！」
国民生活センター（令和6年3月発表）

33万円貯めるには
約9年間毎日100円玉貯金を
続けないといけないじゃ



LV.1

33万円あったら何を買えるかな？

君なら何を買うか考えて書いてみよう



おかし 30円



ジュース 150円



カプセルトイ
300円



本・マンガ
700円



動画見放題アプリ
月額 1,500円



美容院
3,000円



スニーカー
4,500円



テーマパークチケット
子ども 5,500円



新幹線（新大阪～東京）
子ども 7,000円



ゲーム機
30,000円

33万円
あったら



ジュースなら…… 2,200本分
本・マンガなら…… 470冊分



動画見放題アプリなら…… 18年分
テーマパークチケットなら…… 60回分

33万円分の買い物を考えてみて どうだったかな？

A. 全然お金が足りなかった

B. すごくお金が余ってしまった

C. 欲しくない物まで選んでしまった

D. いっぱい選べた

LV.2

ゲームのアイテムが欲しくなったら…

A : 内緒で買う

VS.

B : 買う前に相談する



LV.2の答え

B : 買う前に相談する

相談するって…?

物事を決めるために
いっしょに話し合うこと

聞くこと



行き過ぎたゲーム課金に注意!

- ☐ 課金をするときには、個数や金額など、保護者に相談しよう
- ☐ 年齢を正しく入力しよう
- ☐ オンラインゲームでの遊び方など、保護者とルールを決めよう
- ☐ 広告の内容や表示をよく確認しよう
- ☐ 今、買う必要があるか考えよう

小学5・6年生向けの
消費生活クイズに
チャレンジしてみよう!

消費生活クイズ
消費生活
名人
になれるかな



LV.3



商品にはいろいろな
マークが付いているよ



マークの意味を知って
買い物にいかすことも大事だね

買い物しているときに何を考えているかな

- ☐ 本当に必要な物か
- ☐ 数量・個数がちょうどよいか
- ☐ 同じような物を持っていないか
- ☐ 予算どおりの金額か
- ☐ 見た目、デザインが好みか
- ☐ 品質がよいか
- ☐ 長く使えるか
- ☐ 環境のことを考えているか

ここに
注目



量



パッケージ



マーク



「何を買うか」「どのように買うか」「何のために買うか」だけでなく、
環境や社会に与える影響も考えて買い物することが大切です

身の回りには、さまざまなマークがあるよ。

豆知識

例えば、 エコマーク(環境)  JAS マーク(品質)

ほかには、どんなマークがあるかな？

地域で作られた物を
その地域で消費する
「地産地消」は、
社会への影響を
考えた行動の
一つじゃ



保護者の方へ

子どもが保護者に無断でクレジットカードを持ち出す、保護者が設定したパスワードを入力して決済を行うなどにより、保護者の知らないうちに課金するケースが多くなっています。

実際に、
こんなトラブルが
起きています

クレジットカードの利用明細を見ると20万円近く請求があった。子どもが親のスマートフォンでオンラインゲームをし、アイテムを購入したことがわかった。クレジットカード情報が入ったスマートフォンをそのまま子どもに渡したので、勝手に課金したようだ。スマートフォンで決済するときにはパスワードが必要な設定にしていたが、子どもの誕生日だったのですぐに見破られてしまった。

子どもがトラブルに巻き込まれないようにするためには・・・

① クレジットカードは本人以外での使用はできません

子どもが無断で使った場合であっても、保護者の管理責任を問われる場合があります

② パスワードは推測されにくいものにし、使いまわしは避けましょう

③ 利用明細をこまめに確認し、身に覚えのない請求がないかを確認しましょう

④ 子どもが使う端末にカード情報などを登録しないようにしましょう

端末にクレジットカード情報やパスワードが登録されていると、おもわぬところで課金につながる恐れがあります。使わなくなった古い端末を子ども用にする際や、子どもがスマートフォンを使う前には必ずカード情報などは削除しましょう

⑤ 子どもの端末の使用状況を把握するようにしましょう

子どものスマートフォンの利用を把握し、管理するしくみである「ペアレンタルコントロール」やその中の不適切な情報へのアクセスを遮断する「フィルタリング機能」を利用しましょう

⑥ ゲームの遊び方について話し合ひましょう

クレジットカードや課金のしくみを理解し、子どもにわかりやすく伝えましょう。ゲームをするときのルールを作ることも大切です



令和4(2022)年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました

成年になると、親権者の同意なしに契約ができるようになります。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権^{*}によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者契約の取消しはできませんので、より注意が必要です。

^{*}ただしお小遣いの範囲での契約や、「成人している」など嘘をついて行った契約は未成年者契約の取消しができないことがあります

「消費者市民社会ってな～に？」みんなで考えてみませんか？

買い物をするときに、「安い」「便利」というだけで商品やサービスを選んでいませんか？「どう選び、何を買うのか？」を考えることが、消費者市民への第一歩です。まず、お子さんと一緒に、「買い物の仕方」について考えてみることから始めてみませんか？

＜消費者市民社会とは＞消費者が、個々の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が、現在および将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正に持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

引用：「消費者教育の推進に関する法律 第2条第2項」

困ったときは一人で悩まずに

消費者ホットライン 188
(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

ATC ITM棟 3F

監修：大阪教育大学教授 大本 久美子

制作委託：公益財団法人 関西消費者協会 2024.11

**大阪府 若者向け
消費者教育情報サイト**



消費者教育推進大使 もすやん



©Expo 2025



大阪府では、SDGs の推進を図り、SDGs 先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGs に掲げる 17 のゴールのうち、「12. つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。